

2023年11月21日号

研修会に参加は労働時間？

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

桑原事務所の医療労務担当の山田です。

今回は医療分野での労務相談が多い、「研修・教育訓練等の取扱いについて」をご紹介します。

Q. 業務に関する研修会等に参加する時間は労働時間となりますか？

A. 参加が強制かどうかポイントとなり、強制であれば労働時間となります。

研修について、業務上義務付けられていない自由参加のものであれば、その研修は労働時間に該当しません。

しかしながら、院長が指定する外部研修について、休日に参加するように指示されて、後日レポートの提出が必要となるものなど、業務指示で参加する研修は労働時間に該当します。

では、自由参加とはいえ、賞与・昇給の査定に響いたり、不参加によって減給処分されたり、参加しないことにより業務遂行に不都合が生じたりする場合はどうでしょう。その場合は、事実上、参加を強制されているとみなされ、労働時間に該当すると言えます。

このように明確な受講指示や業務命令がなかったとしても、黙示的に参加しなければならない状況であれば、労働時間となることになります。

研修・教育訓練・勉強会等は、職員のスキルアップに繋がるため積極的に活用して行きたいものですが、「労働時間なのかどうか？」つまり「賃金の対象となる時間なのか？」は職員にとっては大切なことです。昨今、医療現場においても、職員の労働時間に対する意識も高まってきています。ひと昔前のように、「何でも自己啓発」が通用しない時代でもありますので、無用なトラブルを防ぐためにも、労働時間かどうかについてあらかじめ労使で取り扱いを決めて、確認しておくことをお勧めします。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市大字高井 1143-1

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
